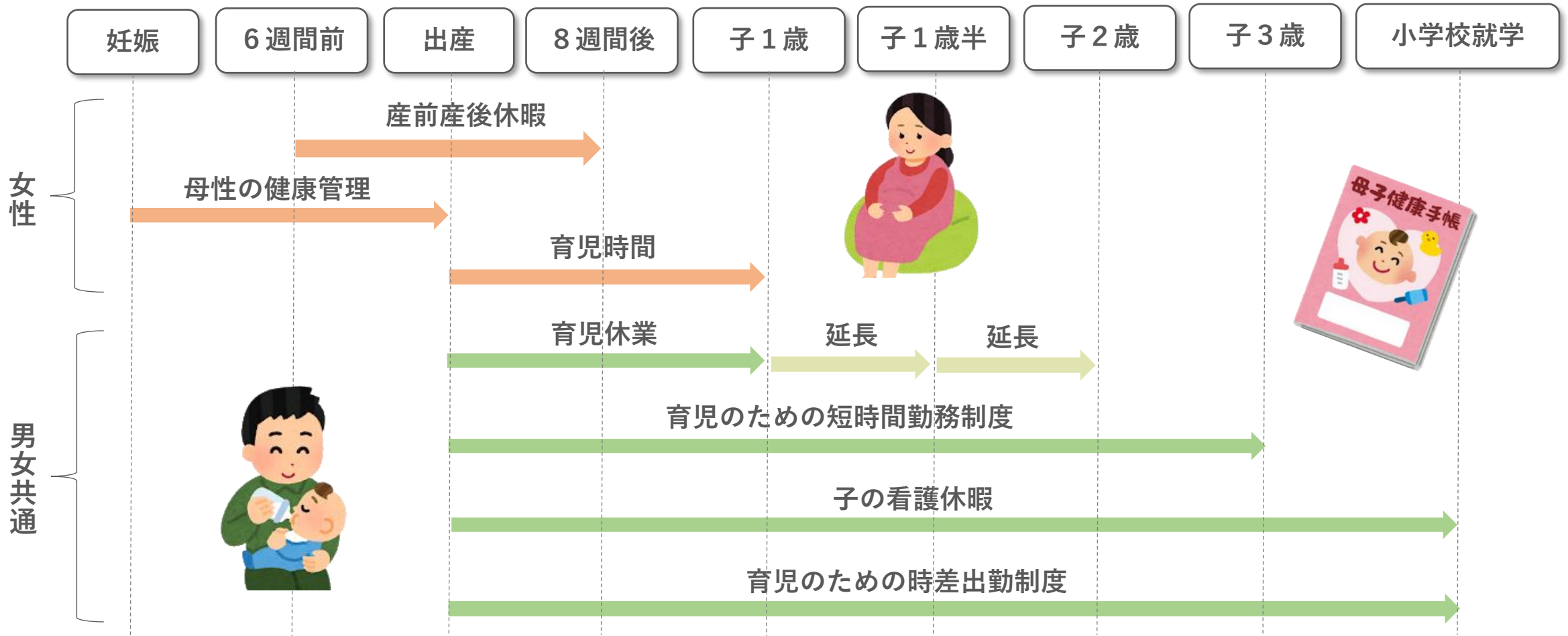


妊娠・出産・育児に関するサポート制度



育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、「育休復帰プラン」を作成し、同プランに基づく措置を実施します。

サポート制度・措置の一覧 ①

妊娠～産前・産後休業期間

従業員の希望の有無に関わらず必ず実施する措置・制度

妊産婦の危険有害業務の就業制限
産後休業（産後8週間）

従業員の希望があれば認める措置・制度

保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
（医師等からの）指導事項を守ることができるようにするための措置
妊婦の軽易業務転換
妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限
妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限（1日8時間、1週間40時間まで）
産前休業（産前6週間、多胎妊娠の場合は14週間）

育児休業期間

従業員の希望があれば認める措置・制度

育児休業（子が1歳に達するまで、条件により2歳に達するまで）
パパ・ママ育休プラス（子が1歳2か月に達するまで）



サポート制度・措置の一覧 ②

職場復帰後

従業員の希望があれば認める措置・制度

育児時間（子が生後1年未満、1日2回30分以上）

育児短時間勤務制度（子が3歳未満の間）

所定外労働の制限（子が3歳未満の間）

時間外労働の制限（子が小学校就学未満の間、1か月24時間、1年150時間まで）

深夜業の制限（子が小学校就学未満の間、深夜（午後10時から午前5時まで））

子の看護休暇制度（小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、1日又は半日単位）

その他弊社で認めている制度

時差出勤制度（子が小学校就学未満の間）



サポート制度・措置の一覧 ③

妊娠・出産・育児に関する経済的支援

■育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%（6か月経過後は50%）の給付を受けることができます。

■育児休業期間中の社会保険料の免除

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出することにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます。

■産前・産後休業期間中の社会保険料の免除

産前・産後休業期間中についても育児休業期間と同様、厚生年金・健康保険料が免除されます。

■出産手当金

出産日以前42日から出産日後56日までの間、欠勤1日について、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。

派遣社員・契約社員・パート社員の方でも 産休・育休は取得可能です！

雇用契約期間内であれば誰でも産前・産後休業※1がとれます。
さらに『育児休業申し出』の時点で下記条件に合えば、育児休業も取得可能です。

- 今の職場で1年以上働いている
- 子が1歳6か月（2歳までの育児休業については2歳）に達する日までに雇用契約が満了することが明らかでない

※1 産前休業を必要としない人は、出産前日まで働くことも可能です。

〈参考情報〉 男性の育休について

育休は、“男性（父親）も”子が1歳になる前日まで取得可能です。
両親ともに育児休業を取る時は、子が1歳2か月になるまでお休みできます。
（取得できる日数は1年まで）

